

子育てと暮らしを応援します

子育て世帯臨時特例給付金の手続き開始

給付金対象となる可能性のある方に、6月初旬に児童手当の現況届と申請書を同封して送付します。申請書を申請期間に郵送または窓口へ提出してください。
公務員の方は、勤務先から配布された申請書と公務員受給状況証明書等を提出してください。

- 【支給対象者】** 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方（基本）
- 【支給額】** 対象児童1人につき10,000円：1回のみ
※臨時福祉給付金の支給対象者、生活保護受給者、所得制限を超える方は対象外
- 【支給時期】** 申請後は、審査し、順次支給します。
- 【申請期間】** 6月12日(木)～9月30日(火)
- 【申請先】** ○市庁舎新館2階 女性児童福祉課 ○各総合支所 市民福祉課
※基準日時点で住民票がある市町村が申請先
- 【問合せ】** ○厚生労働省相談窓口 TEL0570-037-192（月～金曜日：9時～18時）
○市庁舎新館2階 女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1370

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受けている方は、6月初旬に現況届を送付しますので、提出期限までに提出してください。届かない場合は、担当課までご連絡ください。提出がないと6月分以降の児童手当が受けられません。

- 【申請方法等】** 平成26年1月1日に西条市外に住所があった方は、住所のあった市区町村発行の平成26年度所得課税証明書（平成25年中所得の証明）を取得し、現況届に添付してください。
※1月1日に西条市に住所があった方は、添付は不要です。
- 【提出期限】** 6月30日(月)まで
- 【提出先】** ○市庁舎新館2階 女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1370
○東予総合支所 市民福祉課 福祉係 TEL0898-64-2700
○丹原総合支所 市民福祉課 市民福祉係 TEL0898-68-7300
○小松総合支所 市民福祉課 市民福祉係 TEL0898-72-2111

臨時福祉給付金の手続き

6月下旬に給付対象と思われる方に、市民税に関するお知らせに申請書を同封して郵送します。必要事項をご記入の上、申請期間に郵送または窓口へ提出してください。
それまでに必要な手続きはありません。申請をしないと給付金を受けられません。

- 【支給対象者】** 平成26年度市民税（均等割）が課税されない方（ただし、次の人は除く）
○平成26年度市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
○生活保護制度内で対応される被保護者など
- 【支給額】** 支給対象者1人につき10,000円：1回のみ
支給対象者で次に該当する方は、5,000円を加算
○高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
○児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
- 【支給時期】** 申請手続き完了後、審査して支給しますので、1カ月程度かかります。
- 【申請期間】** 7月1日(火)～平成27年1月5日(月)
- 【申請先】** ○市庁舎本館2階 臨時福祉給付金事務局 TEL0897-52-5786
○各総合支所 市民福祉課 臨時福祉給付金受付窓口（電話番号は同ページ中段と同じ）
※基準日（平成26年1月1日）時点で住民票がある市町村が申請先